

令和6年度宍粟市立山崎西小学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は、「夢を育み 笑顔あふれる 西小っ子の育成」を学校目標に掲げ、経営方針を「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視した「生きる力」を育む教育の創造として、本年度以下の6つを重点目標として取り組む。

- 1 確かな学力の育成
- 2 豊かな人間性の育成
- 3 ふるさと教育の推進
- 4 教職員の実践的指導力の向上
- 5 連携型小中一貫教育の推進
- 6 安全・安心な学校づくり

また、児童一人一人が安全・安心な学校生活が送れると共に、自己肯定感や有用感を育む取組を教育活動全体で推進する。そのためにいじめ防止に向けて以下の3つの観点から日常の指導体制を整え、「山崎西小学校いじめ防止基本方針」を定める。

- ①いじめの「未然防止」を図る
- ②いじめの「早期発見」に取り組む
- ③いじめを認知した場合は「早期対応」に的確に取り組み、再発防止に努める。

2 基本的な考え方

本校は、家庭・地域との連携のもと、特色ある教育活動を取り入れ、安全・安心で信頼される地域に開かれた学校づくりを進めている。「見守り隊活動」をはじめ伝統的な地域教育力が健在であり、地域総がかりで子どもを見守り育てるという意識が高い。

「いじめ」については、家庭・地域の厚い支援を背景に、日常の組織的な生徒指導や保護者との連携、また定期的な学校生活に関するアンケートや保護者アンケートにより、児童一人一人の学校生活や家庭生活の状況を的確に把握し、児童の実態にあった指導に努めている。さらに、職員が一枚岩となり、毎回の職員会議において「西小っ子を語る」と題して、情報交換や指導について共通理解を図っている。

また、人権教育の視点から、児童一人一人が人権感覚を磨き、人権を意識した行動がとれるよう人権教育を進めるとともに、特別活動を中心に人権文化を学校に根づかせ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

いじめの基本認識

- ①教職員は、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るものである」ことを念頭に、日頃から子どもたちが発するサインを見逃さず、問題意識を持ち早期発見に努める。
- ②「いじめは絶対に許されない行為である」ということを、学校生活全般を通して子どもたちに伝え続ける。
- ③「いじめられたとき」、「いじめを見つけたとき」の対応の仕方を子どもたちに伝えておく。
- ④いじめを受けた子どもの立場に立って考える
- ⑤根気強く継続的に対応する。
- ⑥家庭・地域、関係機関と連携して対応にあたる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

- (1) 日常の指導体制
 - いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の職員や心理等に関する専門的な知識を有するスクール・カウンセラーとの教育相談体制による「校内いじめ対策委員会」を活用する。
 - 生活指導推進部会
 - ・毎月定例で開催
 - ・問題行動等の現状について情報交換を行い、対応について共通理解を図る。(いじめと思われる事象を把握した際は「いじめ対策委員会」へつなぐ)
 - いじめ対策委員会
 - ・4月(指導方針、指導計画等)9月(情報共有、2学期の計画)3月(本年度のまとめ、来年度の課題検討)
 - ・いじめ発生時、緊急対策会議の開催
 - 児童についての情報交換と対応協議
 - ・毎回の職員会議において「山西っ子を語る」を議題に挙げ、情報交換や対応の仕方を話し合い、個々の子どもへの対応について共通理解を図る。
- (2) 教育相談体制について
 - スクールカウンセラーの活用
 - 県、市町及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図る。(ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットライン等)
- (3) 研修会・学習会について
 - いじめの防止のための取組、早期発見の在り方等教職員の資質能力向上を図る校内研修。

4 いじめの未然防止

- 「教育活動全体を通して命や人権を大切に作る心と態度を育てる」ことを基本とする。
- (1) 学級づくり
 - 支援や配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営
 - ・授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認める仲間づくり。
 - ・教職員の子どもたちへの温かい声かけにより、自己肯定感・自己有用感を高める。
 - QUアンケートを活用したあたたかな人間関係づくり
 - ・QUアンケートを年2回実施し、アンケートの分析から、個人・集団への教師の働きかけについて職員全体で共通理解し、いごこちのよいクラスづくりに取り組む。
 - (2) 人権教育や道徳教育、体験活動の充実
 - 人権教育
 - ・「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させる。そのため、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
 - 道徳教育
 - ・様々な教材と出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」「他者を思いやる気持ち」等に触れる経験から、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく。
 - 体験活動
 - ・環境学習体験、しそ森林の探検隊、自然学校、総合的な活動の時間や行事など、集団活動や地域の方との交流、自然とのふれあいなどを通して、豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校・家庭・地域が一体となって心の教育の充実を図る。

5 いじめの早期発見・早期対応・再発防止

- 「児童の小さな変化を敏感に察知し見逃さない体制づくり」や「実態把握に努める」ことを基本とし、以下の取組を行う。
- (1) コミュニケーションの充実を図る取組(児童、保護者、地域)
 - 休み時間や昼休み・放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。
 - 日記や作文などから児童の思いを把握。
 - 個別面談の機会を活用する。
 - 見守り隊をはじめ、地域の方からの情報提供。
 - (2) 学校生活に関するアンケートによる実態把握調査
 - 児童：アンケートを実施(1学期：4月、5月、7月、2学期：9月10月12月、3学期：1月、2月)
 - 家庭：学校生活に関する保護者アンケートの実施

6 いじめが起きた場合の対応

- 「いじめではないかと思われる事象に関しては、一人の教師で判断せず、必ず報告・連絡・相談・記録・確認を行い、迅速かつ適切に対応」する。
- (1) いじめ事案への初期対応
 - 学校長のリーダーシップのもと「いじめ対策委員会」での対応協議
 - ・いじめられた児童への支援を最優先に対応
 - ・いじめた児童や傍観者からの丁寧な事情聴取
 - ・対応チームの編成による組織的な対応(役割の分担と確認)
 - ・保護者との連携
 - (2) 重大事案の報告と対応
 - ・重大事案については、直ちに教育委員会等に報告すると共に、関係機関と連携して、迅速に対応する。
 - (3) いじめの解消に向けた積極的・継続的な対応
 - 学校や地域、教育委員会、関係機関(専門家等)と連携した対応
 - ・保護者への事実の報告と今後の方向性の話し合い
 - ・スクールカウンセラーとの協働体制(いじめの加害者、被害者両方)
 - ・迅速な情報収集と記録、情報の共有、事実の確認

7 その他の事項

- 地域とともにある学校を目指し、いじめ防止等についても策定した学校の基本方針については、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、不断の見直しに努める。さらに、学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から保護者や学校評議員から意見を聞くなど、いじめの防止等について保護者や地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、意見を積極的に聴取するように留意する。